

公的医療機関等 2025 プランに準じた事業計画について

1 背景

公立・公的病院以外の個別の医療機関ごとの具体的対応方針については、地域医療構想調整会議において、以下のとおり協議し決定することとされている。

○地域医療構想の進め方について（抄）

＜平成 30 年 2 月 7 日付け厚生労働省医政局地域医療計画課長通知＞

・その他の医療機関に関すること

開設者の変更を含め構想区域において担うべき医療機関としての役割や機能を大きく変更する病院などの場合には、今後の事業計画を策定した上で、地域医療構想調整会議において、構想区域の医療機関の診療実績や将来の医療需要の動向を踏まえて、対応方針を協議すること。

2 令和 2 年度の取り組み状況

役割や機能を大きく変更する医療機関を把握するために、病床機能報告対象の全病院、有床診療所を対象に、県独自調査を実施すべきところであったが、新型コロナウイルス感染症に対する課題対応を優先した結果、県独自調査は未実施の状態になった。そのため、事務局において、これまでに事業計画策定医療機関として協議が継続していた医療機関の状況把握に努めた。

3 その他

(1)平成 31 年 2 月 25 日（月）に開催した「平成 30 年度第 2 回尾張西部構想区域地域医療構想推進委員会」の議題（1）において、資料 1 で、次の有床診療所の事業計画を策定し、協議を行うと決定していたところ、令和元年度の調査で 2025 年 7 月 1 日時点における病床機能の予定については、変更予定なしと回答があったため、今後の予定は、これからの県独自調査の結果を注視し、2025 年 7 月 1 日時点における病床機能の予定が、変更予定ありと確認された時に改めて協議を再開するとしていたが、2 の令和 2 年度の取り組み状況の

とおりであり、引き続き次年度以降も状況把握に努め、地域医療構想推進委員会に報告する。

・医療法人恵仁会一宮整形外科

【決定時の内容（平成 30 年度の調査結果）】休棟等 19 床 ⇒ 急性期 3 床

【令和元年度の調査結果】急性期（非稼働）19 床 ⇒ 変更なし（再開予定）

【令和 2 年度の状況把握結果】

医療法に基づく診療所開設許可事項一部変更許可申請書が令和 2 年 11 月 24 日に提出され、保健所は令和 2 年 12 月 3 日に診療所の変更を許可しました。内容は現診療所の隣接地に診療所の新棟を建設し、外来及び入院機能を移転させる計画で、病床については、新棟に現状の 19 床の内、3 床を移転させる工事設計となっている。

なお、新棟に機能を移転した後は、現在使用している診療所建物を解体する予定と医療法人恵仁会一宮整形外科に口頭で確認しているが、解体工事に必要な医療法上の手続きの書類は提出されていないため、現在使用している診療所に残る 16 床の病床が返還される予定が確定した際には、公的医療機関等 2025 プランに準じた事業計画を協議していく。

(2)令和 2 年 1 月 22 日（水）に開催した「令和元年度第 3 回尾張西部構想区域地域医療構想推進委員会」の議題（2）において、資料 2 で、次の有床診療所の事業計画を策定し、協議を行うと決定していたが、2 の令和 2 年度の取り組み状況のとおりであり、引き続き次年度以降も状況把握に努め、地域医療構想推進委員会に報告する。

・メイプルベルクリニック（旧名称：医療法人後藤マタニティクリニック）

【決定時の内容（令和元年度の調査結果）】休棟 15 床 ⇒ 急性期 15 床

【令和 2 年度の状況把握結果】

医療法に基づく診療所開設許可事項一部変更許可申請書が令和 2 年 3 月 4 日に提出され、保健所は令和 2 年 3 月 6 日に診療所の変更を許可しました。内容は入院医療の再開に向けた病室を始めとした診療所全体の間取り等の工事設計となっている。

令和2年6月1日からの診療科名の変更届（産婦人科→産科、婦人科、小児科）が令和2年6月3日に提出される。

入院医療の再開について、電話により問い合わせたところ、令和2年6月24日から入院医療を再開しているため、保健所は令和2年11月4日に、一般病床15室15床を始めとした改修後の診療所施設使用について許可しました。

令和3年1月4日に診療所開設許可事項一部変更許可申請書が提出され、保健所は令和3年1月5日に診療所の変更を許可しました。内容は入院医療の分娩環境の改善のため、分娩室を始めとした診療所一部の間取り等の変更となっている。

また、令和3年1月1日からの医療法人の定款の変更、診療所開設者氏名の変更、診療所名称の変更及び診療所管理者の変更について、医療法人メイプルベルクリニックから令和3年1月4日に変更届が提出される。

<医療法人の定款の変更内容>

医療法人の定款変更の申請を令和2年12月11日に愛知県保健医療局健康医務部医務課に提出し、令和2年12月22日に愛知県知事が認可している。

<診療所開設者氏名の変更内容>

医療法人後藤マタニティクリニック → 医療法人メイプルベルクリニック

<診療所名称の変更内容>

医療法人後藤マタニティクリニック → メイプルベルクリニック

<診療所管理者の変更内容>

後藤孝 → 千秋里香

分娩室を始めとした診療所の入院機能の改修が一段落した際には、公的医療機関等2025プランに準じた事業計画を協議していく。

※参考

事業計画の内容については、医療機関が策定する事業計画の内容は、公的医療機関等2025プランの内容に準じたものとする。

※ 平成30年7月23日(月)開催の愛知県医療審議会医療体制部会において承認済み。

4 今後の予定

- 事業計画策定の医療機関（医療法人恵仁会一宮整形外科及びメイプルベルクリニック）については、来年度の地域医療構想推進委員会において、事業計画を提示し、協議を行う。